

令和4年10月28日

各 部 長  
首 席 監 察 官 殿  
各 所 属 長  
(三重県情報通信部長)

警 察 本 部 長

三重県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について（通達）  
この度、別添のとおり「三重県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定したので、各所属は、新型インフルエンザ等発生への備えに万全を期されたい。

別添

**三重県警察**  
**新型インフルエンザ等対応**  
**業務継続計画**

令和4年10月

## 目 次

第1	総則	1
1	計画の目的	1
2	実施方針等	1
3	被害想定	2
第2	実施体制	2
1	未発生期の体制	2
2	国外発生期の体制	3
3	国内発生早期の体制	3
4	国内感染期の体制	3
5	警察庁及び知事部局等関係機関との連携	3
第3	発生時継続業務等	3
1	業務継続の基本方針	3
2	強化・拡充業務	4
3	一般継続業務	4
4	縮小・中断業務	5
第4	業務継続のための執務体制の確立	5
1	新型インフルエンザ等発生時の執務体制	5
2	人員計画	6
3	職員等の感染状況の把握	8
第5	業務継続のための執務環境の整備	9
1	物資の確保等	9
2	情報通信の確保等	9
3	医療体制の確保	10
第6	感染防止の徹底	10
1	個人及び家庭での感染予防	10
2	職場における感染拡大防止策	10
3	感染が疑われる職員への対応	11
4	来庁者への対応	12
第7	業務継続計画の発動等	12
1	業務継続計画の発動	12
2	状況に応じた対応	12
3	通常体制への復帰	12
第8	業務継続計画の維持・管理等	12
1	公表・周知	12
2	指導・教養	13
3	点検・改善	13
別表	業務の仕分け	
別記様式	人員計画	

## 第1 総則

### 1 計画の目的

毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは異なる、病原性が高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）が起こり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じることが懸念されている。

これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、三重県警察（以下「県警察」という。）では、「三重県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（令和4年10月28日付け備二発第557号別添。以下「県警察行動計画」という。）を策定しており、新型インフルエンザ等の発生時においては、関係機関が一体となって行う取組に積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることも想定されている。

限られた人員の中で、県警察がその機能を維持することが必要であることから、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定し、優先度の高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めたものである。

### 2 実施方針等

#### (1) 業務継続計画の実施方針

本計画の実施に当たっては、三重県警察本部（以下「警察本部」という。）各部と各警察署が連携を密にして新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を期するとともに、知事部局等関係機関とも連携し、的確に業務を推進する。

#### (2) 三重県公安委員会への報告等

本計画の実施に当たっては、時機を逸することなく三重県公安委員会へ報告し、所要の管理に服するとともに、三重県公安委員会を的確に補佐し、その権限に属する事務の迅速かつ適切な実施に努める。

#### (3) 適用範囲等

本計画は、警察本部の課（課に準ずるものを含む。）及び警察学校（以下「各所属」という。）に適用する。

各警察署については、本計画に準じた業務継続計画を策定し、相互に整合性を図る。

### 3 被害想定

本計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。平成29年9月12日一部改正）及び三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月三重県策定）で示された被害想定（表「人的被害等想定」参照）に基づき策定する。ただし、新型インフルエンザ等の流行の規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等が発生した場合には、被害状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

表 人的被害等想定

		人的被害等想定	
発 症 率	全人口の25%がり患		
医 療 機 関 の 受 診 者	全 国	約1,300～2,500万人	
	三重県	約19万1,000～36万8,000人	
死 亡 者	全 国	○ 中等度（アジアインフルエンザレベル） 上限約17万人（致死率0.53%） ○ 重度（スペインインフルエンザレベル） 上限約64万人（致死率2.0%）	
	三重県	約2,500～9,400人	
流 行 状 況	○ 各地域ごとの流行期間は約8週間（ピークは約2週間） ○ り患者は1週間から10日間程り患		
欠 勤 率	ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤		

## 第2 実施体制

### 1 未発生期の体制

未発生期には、新型インフルエンザ等の発生に備えた各種対策を推進するとともに、各部門間及び警察本部と警察署間の調整を図り、必要に応じて、本計画の見直しを検討する。

## 2 国外発生期の体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、県警察行動計画に基づき、事態の状況に応じて必要があると認めるときは、三重県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「県警察対策本部」という。）又は三重県警察新型インフルエンザ等対策室（以下「県警察対策室」という。）を設置し、国内発生に備えた準備を行う。

## 3 国内発生早期の体制

国内発生早期（国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。以下同じ。）においては、県警察対策本部又は県警察対策室（以下「県警察対策本部等」という。）が中心となり、本計画で定められた事項を実施する。

## 4 国内感染期の体制

国内感染期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ。）においては、国内発生早期に引き続き、県警察対策本部等において知事部局と連携を図り、事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、本計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

## 5 警察庁及び知事部局等関係機関との連携

新型インフルエンザ等が発生した場合には、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して必要な業務を推進する。

# 第3 発生時継続業務等

## 1 業務継続の基本方針

県警察は、新型インフルエンザ等の国内発生時（以下特段の記述がない限り、「発生」とは国内における発生をいう。）においても、その機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のために縮小し、又は中断することが適当でない業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）

は、縮小又は中断する。

## 2 強化・拡充業務

県警察行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザ等の発生に伴い緊急に対応する必要性があるものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、県警察行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする。

- 国内発生早期
  - 実施体制の確立
  - 感染対策
  - 水際対策の支援
  - 医療活動の支援
  - 社会秩序の維持
  - 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等
  - 重点的感染拡大防止策の支援
- 国内感染期
  - 実施体制の確立
  - 感染対策
  - 水際対策の支援
  - 医療活動の支援
  - 死体取扱いに当たっての措置
  - 社会秩序の維持
  - 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

## 3 一般継続業務

### (1) 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安、国民生活及び経済活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務については、別表の「業務の仕分け」のとおりとする。

## (2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の3点について留意する。

ア 一般継続業務であっても、緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小又は中断する。

イ 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

ウ 許可等の窓口業務、運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を考慮する。

## 4 縮小・中断業務

### (1) 縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な縮小・中断業務については、別表の「業務の仕分け」のとおりとする。

### (2) 縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても、緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

## 第4 業務継続のための執務体制の確立

### 1 新型インフルエンザ等の発生時の執務体制

#### (1) 指揮命令系統の明確化

ア 最終において決裁する権限を有する者（以下「決裁者」という。）の感染リスクを低減するための方策

決裁者の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講ずる。

イ 決裁者がり患した場合の対応

決裁者が、新型インフルエンザ等により患するなどにより出勤が困難となった場合には、三重県警察の処務及び勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号。以下「処務訓令」という。）第5条に基づき、代決を行う。

なお、代決を行った事項については、速やかに決裁者に報告する。

#### (2) 業務継続実施責任者等

ア 業務継続実施責任者

各所属に業務継続実施責任者を置き、所属長をもって充てる。

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務

を的確に継続するため、本計画に定められた業務を行う。

#### イ 業務継続実施副責任者

各所属に業務継続実施副責任者を置き、当該所属の次長（これに準ずる職を含む。以下同じ。）をもって充てる。

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

#### (3) 感染防止従事責任者

各所属に感染防止従事責任者を置き、各所属の次長をもって充てる。

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

## 2 人員計画

業務継続実施責任者は、別表の「業務の仕分け」に基づき、あらかじめ各所属単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

#### (1) 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、別記様式の「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分する。配分に当たっては、次の2点に留意する。

ア 専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておく。

イ 家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある者を把握する。

また、業務継続実施責任者は、(3)に掲げる感染リスクを軽減するための勤務体制を検討するものとする。

#### (2) 人員計画の運用

##### ア 未発生期

業務継続実施責任者は、各所属単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業

務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、指導・訓練を実施する。

#### イ 国外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

業務継続実施責任者は、必要人員及び具体的な人員配分を各部庶務担当課に通知する。

#### ウ 国内発生早期

業務継続実施責任者は、県警察対策本部の決定を経て、直ちに人員計画に定められた体制に移行する。

業務継続実施責任者は、必要に応じて、各部内又は警察本部内で職員の相互の調整を行う。この場合においては、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後担当すべき業務を指示する。

#### エ 国内感染期

業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行い、その結果を県警察対策本部に連絡する。

また、警察署において職員の感染が拡大するなどし、業務継続が困難となるおそれが生じた場合は、各部ごとに当該警察署の業務継続に必要な派遣人員を検討する。

#### オ 留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意する。

### (3) 感染リスクを軽減する勤務体制

#### ア 出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機

関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、以下の出勤方法をさせるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を検討する。

#### (7) 徒歩又は車両による出勤

業務継続実施責任者は、徒歩又は車両出勤が可能な職員に対し、徒歩又は車両出勤を要請する。徒歩又は車両出勤を行う職員は、必要に応じて、通勤方法に関する手続を行う。

#### (イ) 時差出勤

業務継続実施責任者は、時差出勤が必要と認められる職員については、処務訓令第19条第3項に基づき、勤務時間等を別に定めて時差出勤をさせる。

### イ 勤務体制

業務継続実施責任者は、職場で発症者が出た際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じ、時差出勤を活用して勤務時間を指定する勤務体制の導入等を検討する。

### ウ 執務室

業務継続実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど感染拡大防止措置を講ずる。

### エ 県警察対策本部等の要員

県警察対策本部等の要員は、原則として、各執務室において強化・拡充業務を行うものとする。ただし、県警察対策本部等の長は、警察本部内における新型インフルエンザ等の発生状況等を考慮して必要と認められる場合には、県警察対策本部等の要員のうち必要な要員を招集し、県警察対策本部等の長が指定する場所において強化・拡充業務を行わせることができる。

## 3 職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員は、出勤前に検温を実施し、発熱がみられないことを確認するとともに、インフルエンザ様症状がある場合は、速やかに帰国者・接触者相談センター、保健所等に設置された相談窓口（以下「帰国者・接触者相談センター等」という。）に連絡し、その指示に従って帰国者・接触者外来、指定医療機関等（以下「帰国者・接触者外来等」

という。)を受診する。

- (2) 職員等が、帰国者・接触者外来等を受診した結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。
- (3) 感染防止従事責任者は、(2)の報告を受けたときは、速やかに厚生課及び警備第二課に報告する。

## 第5 業務継続のための執務環境の整備

### 1 物資の確保等

#### (1) 物資の確保等

##### ア 備蓄食糧の管理

関係所属における業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時において、食糧が入手困難となった場合に備え、備蓄食糧の適切な管理を図る。

##### イ 対象事業者の把握

業務継続実施責任者は、発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者に対し、業務継続についての協力を要請する。

また、当該事業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、代替事業者を把握し、代替措置を準備する。

##### ウ 被留置者の食事の確保

関係所属における業務継続実施責任者は、被留置者の食事の契約業者に対し、業務継続についての協力を要請する。

また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、代替事業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備する。

#### (2) 感染防護資機材・消耗品等の確保

業務継続実施責任者は、感染防護資機材の適正管理に努めるとともに、関係所属と相互に調整を図り、業務継続に必要な消耗品等の確保に努める。

### 2 情報通信の確保等

#### (1) 情報通信の確保

各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、県警察対策本部等の立ち上げや中部管区警察局三重県情報通信部（以下「情報通信部」という。）との連絡調整を行う担当職員やその代替職員を指名する。

また、情報通信部との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替

職員以外の職員にも広く周知させる。

## (2) 情報システムの維持

各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。

また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等の発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

## 3 医療体制の確保

職場において職員が発症した場合に備え、厚生課において帰国者・接触者相談センター等の設置状況を確認し、職員等に周知する。

さらに、被留置者が感染者等になった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

## 第6 感染防止の徹底

### 1 個人及び家庭での感染予防

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

なお、厚生課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

- (1) 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。
- (2) 外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときには、マスク（不織布製）を着用する。
- (3) マスクについては、県内外の感染状況のほか、政府及び県の方針を踏まえ、適宜適切に着用する。

### 2 職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

- (1) 職員は、出勤前に検温し、発熱等のインフルエンザ様症状がみられた場合、いかなる理由があっても出勤しないものとする。
- (2) 庁舎入口において、サーモグラフィー等を活用する。
- (3) 庁舎や執務室の入口等に消毒液を設置する。

- (4) マスクの正しい着用、手指消毒、手洗い、うがい、換気等を徹底する。
- (5) 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。
- (6) 対面による会議等を極力避ける。
- (7) 食事時間に時差を設ける。

### 3 感染が疑われる職員への対応

#### (1) 感染が疑われる職員を認知した場合の措置

職場内に感染が疑われる職員を認知した場合の措置は、次のとおりとする。

- ア 感染防止従事責任者は、感染が疑われる職員を認知した旨を速やかに厚生課及び警備第二課に報告する。
- イ 感染が疑われる職員の対応に当たる職員については、感染防護資機材を着用させる。
- ウ 感染が疑われる職員への対応については、帰国者・接触者相談センター等の指示に従う。
- エ 消毒液を用いて、机、電話、パソコンのほか、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレ等の共用箇所や車両など、感染が疑われる職員が触れた可能性がある箇所の消毒を実施する。
- オ 感染が疑われる職員と接触した職員については、帰国者・接触者相談センター等の指示に従い対応するとともに、自宅待機措置を検討する。

#### (2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

- ア インフルエンザ様症状を呈する場合  
病気休暇を取得する。
- イ 濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合  
職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則第13号の2）第11条第21号に規定する特別休暇（地震、水害、火災その他の災害による出勤困難）を取得する。
- ウ 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合  
原則として、年次有給休暇を取得する。
- エ 休暇取得の指導  
感染防止従事責任者は、ア又はイに該当する職員を認知した場合には、そ

れぞれに該当する休暇を取得するよう指導する。

#### 4 来庁者への対応

##### (1) 入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、来庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、庁舎入口においてサーモグラフィーを活用するなどにより発熱等感染が疑われる来庁者の入庁を制限する。

##### (2) 庁舎利用の制限

新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

##### (3) 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

#### 第7 業務継続計画の発動等

##### 1 業務継続計画の発動

本計画は、原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言した場合に、県警察対策本部等の決定を経て発動する。この場合には、警察庁に設置された新型インフルエンザ等対策本部と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小又は中断し、感染リスクを軽減する。

##### 2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

##### 3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合等に、県警察対策本部の決定を経て通常体制へ復帰する。ただし、本県での流行状況を踏まえ、小康期に入ったことを宣言した後も本計画の発動を継続することがあり得る。

#### 第8 業務継続計画の維持・管理等

##### 1 公表・周知

本計画は、三重県警察のウェブサイトに掲載するなどにより、県民の理解を求

める。

## **2 指導・教養**

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知するとともに、定期的に指導・教養を行う。

## **3 点検・改善**

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警察行動計画が改正された場合等には、必要に応じ、本計画の修正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の異動状況を踏まえ、人員計画の必要な修正を行う。